

Title	公共選択をめざして
Sub Title	Towards public choice
Author	加藤, 寛 黒川, 和美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.1 (1981. 2) ,p.1- 2
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 公共選択(Public choice)
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 特集 公共選択 (Public Choice)

### 公共選択をめざして

主体の経済活動は、ミクロ経済学の主要な研究対象である。そして、各主体の選択活動は、それが必ずしも経済活動とはみなせないとしても、その選択行為自体、可能な選択肢間の選択を行うことであり、広く、ミクロ経済学の範囲内に取り込まれつつある。なぜなら、その行為は他の誰にも判らないのではあるが、利益最大化で表現されるような一つの尺度、あるいは効用最大化で表現される複合的な尺度で比較を行ったことのできるからである。いま、この点で分析の枠を設定すると、尺度の信頼性を疑うことは極力抑え、ひたすら、主体を信頼することで、多くの仮説を生き残らせる一般性を保つことができる。

重要であるのは、この選択がたとえ選択それ自体が自分自身にだけ関わりを持つ、極めて私的個人的色あいの濃い選択行為であるとしても、綿密に云えば、家族・同胞を含め、その影響は、他の誰かの選択過程で、その選択の環境を変え、固有な選択決定要素のウェイトを変形し、行為結果を変えるということである。この影響の連鎖は、社会の成員総てが絶えず相互に影響し合う一種の均衡の連続の状況を生んでいる。この現象は、経済行為のように貨幣尺度で表現されて実態を理解することが困難で、たとえ出来るのだとしても、反応を統計的に解析し、平均値を求めるのが精一杯であり、それさえ、極力限定的なのである。

そうであるから、初めから主体間相互に縛りをもたらす選択については、分析者自身、もっと多くの責任を負っている。これが公共選択論の主たる領域である。この責任の所在と意味については、意見の相違は著しい。しかし、それは互いに責め合う性質のものではなく、個々の分析者の置く分析の重点の違いにすぎない。

他人への関わりへの分析は、経済学プロパーの責任として、選好関数の確定という重大な問題領域を形成している。利己主義・利他主義・チャリティ・脅し、これらは合理性を鮮明にする手段である。

初めから他人を意識した決定が制度である。制度はそれに参加する人々を一定のルール(法)で組織することから出発している。この動機に或る種の一般的合理性が認められると、契約論的論理で議論を容易に大きく展開することができる。しかし、実際、この制度論は契約論の周囲に多くの技術的条件を絡ませている。地域性・独占といった規模に関する問

題があり、参加者増が顕在化させる意思決定の外部性問題も発生し、費用要因を形成する。投票制度などの意思決定手段たる制度と制度の組合せからなる体系が、状況に応じる最適化命題として検討される。技術条件が財・サービスの固有条件であると考えられるときには、公共財、外部性、所得再分配など耳慣れた用語で取り扱うことになる。更に、財・サービスの供給をつかさどり、意見を調整する専門家の行動も分析されなければならない。官僚・政治家の行為と動機の分析は、現在、飛躍的な発展を遂げている。加えて影響力の強いジャーナリスト、弁護士といった価値調整を職業とする人々の行動動機についても、更に深く、分析の眼が向けられるに違いない。こうして、これまでくり返し指摘されつつ言及されていない個々の活動主体に賦与された既得の権利の配分（allocation of property rights）状況、そして、権利配分の変更とそれを担う活動の経済分析に眼が向けられ始めているのである。

多くの分析者は、固有の責任において公共選択を直視しようとしている。ただ、彼らは一様に、社会的であるより、公共的であることを願っている。そして、良い社会は、彼らが良しとする公共選択によって創られると信じてはばからないのである。

こうした Public Choice の研究は、Virginia Polytechnic Institute and University にある Center for Study of Public Choice において、J. M. Buchanan を中心に早くから研究が続けられ、Public Choice という雑誌もすでに4季刊で36巻を数えている。またそのヨーロッパ支部はイギリスおよびスイスにあり、多数の研究者を擁しているが、わが国でも Public Choice 研究会が活動を開始している。本特集は、それら日本における研究者の中から慶應義塾関係者によって編纂されたものであるが、近く日本でも Public Choice 誌の刊行が企画され、今後の発展が期待されている。

加 藤 寛（慶應義塾大学経済学部教授）

黒 川 和 美（法政大学経済学部助教授）